

令和3年度マイナポイント補助金

第2弾マイナポイント

キャッシュレス決済事業者

登録要領

2023/9/1 版

目次

1.はじめに	4
1.1 はじめに	4
1.2 用語の定義.....	4
1.2.1 キャッシュレス決済事業者	4
1.2.2 コンソーシアム代表申請事業者	4
1.2.3 キャッシュレス決済サービス	4
1.2.4 マイナポイント	4
1.2.5 マイナポイントの申込	5
1.2.6 対象者.....	5
2.事業全体概要	6
2.1 事業名称.....	6
2.2 事業目的	6
2.3 事業概要	6
2.3.1 事業スキーム.....	6
2.3.2 事業実施予定スケジュール	7
2.3.2.1 マイナンバーカードの申請期間.....	7
2.3.2.2 マイナポイントの申請期間.....	7
2.3.2.3 マイナポイントの付与期間.....	7
2.3.2.4 事務経費補助事業期間.....	7
3.各事業の概要	8
3.1 マイナポイント付与補助事業.....	8
3.1.1 マイナポイント付与補助事業の内容.....	8
3.1.1.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント付与補助	8
3.1.1.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント付与補助.....	8
3.1.1.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント付与補助	8
3.1.2 マイナポイント申込対象期間	8
3.1.2.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント申込対象期間.....	8
3.1.2.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント申込対象期間.....	8

3.1.2.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント申込対象期間.....	8
3.1.3 補助対象事業者.....	8
3.1.4 補助事業期間.....	9
3.1.5 補助率.....	9
3.1.6 補助金交付.....	9
3.2 事務経費補助.....	9
3.2.1 補助対象事業者.....	9
3.2.2 補助事業期間.....	9
3.2.3 補助率.....	9
3.2.4 補助金交付.....	9
4.公募の対象となるキャッシュレス決済事業者.....	10
4.1 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者の要件.....	10
4.2 公募の対象となるコンソーシアム代表申請事業者の要件.....	11
4.3 公募の対象となるキャッシュレス決済サービスの要件.....	11
4.4 キャッシュレス決済事業者が実施する業務.....	12
5.各事業の詳細.....	14
5.1 マイナポイント付与補助.....	14
5.1.1 マイナポイントの付与対象.....	14
5.1.1.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイントの付与対象.....	14
5.1.1.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイントの付与対象.....	14
5.1.1.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイントの付与対象.....	14
5.1.2 補助の対象となるマイナポイント付与の方法.....	14
5.1.2.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント付与の方法.....	14
5.1.2.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント付与の方法.....	14
5.1.2.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント付与の方法.....	14
5.1.3 マイナポイントの要件.....	15
5.1.4 マイナポイント付与に対する補助金の算定方法.....	15
5.1.4.1 補助金算定方法の概要.....	15
5.1.4.2 失効率等の算定・算出方法.....	15
5.1.5 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止.....	15
5.1.6 その他.....	15

5.2 事務経費補助.....	15
6.キャッシュレス決済事業者の登録.....	16
6.1 キャッシュレス決済事業者の公募	16
6.2 登録手順	16
6.3 登録申請書類の受付期間.....	17
6.4 提出書類	18
6.5 選考方法	20
6.6 キャッシュレス決済事業者の登録	20
6.7 登録情報の変更	21
6.8 キャッシュレス決済事業者の登録取下げ	21
6.9 キャッシュレス決済事業者の登録取消し	21
6.10 登録情報の公表	21
6.11 問い合わせ先（キャッシュレス決済事業者専用）	21
7.システム要件.....	22
7.1 国及び補助金事務局のシステム全体像	22
7.2 キャッシュレス決済事業者が対応すべきシステム機能.....	22
8.更新履歴.....	23

1.はじめに

1.1 はじめに

本登録要領は、一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下、「補助金事務局」という。）が取り扱うマイナポイント第2弾事業（以下、「本事業」という。）への参画を予定しているキャッシュレス決済事業者に向けて、事業内容の概要やキャッシュレス決済事業者の登録に関する要件等を記載したものである。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが取り扱うマイナポイント事業（以下、「マイナポイント第1弾」という。）とは別事業のため、留意すること。

1.2 用語の定義

1.2.1 キャッシュレス決済事業者

以下のいずれかに該当する事業者を、本事業における「キャッシュレス決済事業者」という。

(ア) 資金決済法第2条第1項に定める前払式支払手段発行者又は同条第3項に定める資金移動業者

(イ) 資金決済法第2条第17項に定める銀行等であつて、為替取引に必要な免許を受けた事業者

(ウ) 割賦販売法に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者又は同法第35条の17の2に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者

(エ) 日本に居住する消費者を対象に1.2.3で定義するキャッシュレス決済サービスを提供し、かつ当該キャッシュレス決済サービスにより、1.2.4で定義するマイナポイント付与を行うことが可能な事業者

※ キャッシュレス決済サービスを自社で発行・提供しておらず、マイナポイントの付与のみを行うことが可能な事業者は対象外とする。

1.2.2 コンソーシアム代表申請事業者

キャッシュレス決済事業者の登録にあたり、複数のキャッシュレス決済事業者を代表して、補助金事務局への申請等を取りまとめて実施する事業者を、本事業における「コンソーシアム代表申請事業者」という。

1.2.3 キャッシュレス決済サービス

電子マネー、QRコード決済、クレジットカード等の電子的な決済サービスのうち、一般的な購買に繰り返し利用できる決済サービスを、本事業における「キャッシュレス決済サービス」という。

1.2.4 マイナポイント

本事業に登録されたキャッシュレス決済事業者が、5.1.1に記載の要件を満たした消費者に付与するポイント等を、本事業における「マイナポイント」という。

1.2.5 マイナポイントの申込

マイナンバーカードを取得しマイキーID を設定した消費者が、本事業で利用するキャッシュレス決済サービスを選択する行為を、本事業における「マイナポイントの申込」という。

1.2.6 対象者

マイナポイントの申込を行った消費者のうち、マイナポイント付与対象の要件を満たしている者を、本事業における「対象者」という。

2.事業全体概要

2.1 事業名称

マイナポイント第2弾事業

2.2 事業目的

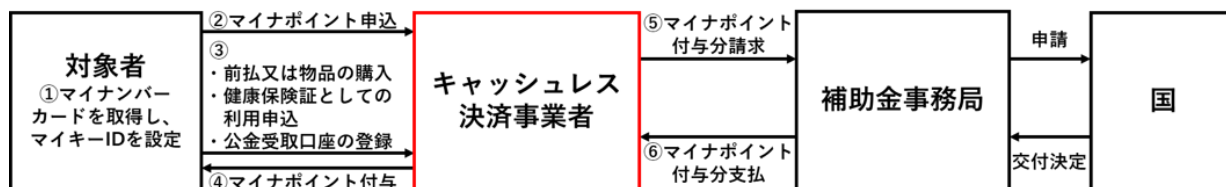
本事業は、国が指定する要件を満たした場合に、民間キャッシュレス決済サービスにて利用可能なポイントを付与することで、マイナンバーカードの普及、キャッシュレス決済の利用拡大や消費喚起を図りつつ、マイナンバーカードの健康保険証としての利用及び公金受取口座の登録を促進することで、デジタル社会の実現を図ることを目的とする。

実施するポイント付与施策は以下のとおり。

- ・ マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスを用いて前払又は物品等の購入を行った消費者に対し、ポイントを付与する（以下、「施策1（決済サービスの利用）」という。）
- ・ 健康保険証としての利用申込を行い、マイナポイントの申込を行った消費者に対し、ポイントを付与する（以下、「施策2（健康保険証としての利用申込）」という。）
- ・ 公金受取口座の登録を行い、マイナポイントの申込を行った消費者に対し、ポイントを付与する（以下、「施策3（公金受取口座の登録）」という。）

2.3 事業概要

2.3.1 事業スキーム



2.3.2 事業実施予定スケジュール

2.3.2.1 マイナポイント付与の対象となるマイナンバーカードの申請期間

第2弾MNP_事務局システム仕様書に別途定める「マイナンバーカード申請期限超過」に準拠するものとする。

2.3.2.2 マイナポイントの申請期間

第2弾マイナポイント マイナポイント付与補助公募要領（以下、「付与補助公募要領」という。）に別途定める「マイナポイント申込対象期間」に準拠するものとする。

2.3.2.3 マイナポイントの付与期間

付与補助公募要領に別途定める「補助対象となる事業期間」に準拠するものとする。

2.3.2.4 事務経費補助事業期間

事務経費補助の事業期間は第2弾マイナポイント 事務経費補助公募要領（以下、「事務経費補助公募要領」という。）に別途定める「補助事業期間」に準拠するものとする。

3.各事業の概要

本事業では、3.1及び3.2の補助事業を実施する。

3.1 マイナポイント付与補助事業

3.1.1 マイナポイント付与補助事業の内容

3.1.1.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント付与補助

付与補助公募要領に別途定める「施策1（決済サービスの利用）」に準拠するものとする。

3.1.1.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント付与補助

付与補助公募要領に別途定める「施策2（健康保険証としての利用申込）」に準拠するものとする。

3.1.1.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント付与補助

付与補助公募要領に別途定める「施策3（公金受取口座の登録）」に準拠するものとする。

3.1.2 マイナポイント申込対象期間

3.1.2.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント申込対象期間

付与補助公募要領に別途定める「施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント申込対象期間」に準拠するものとする。

3.1.2.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント申込対象期間

付与補助公募要領に別途定める「施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント申込対象期間」に準拠するものとする。

3.1.2.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント申込対象期間

付与補助公募要領に別途定める「施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント申込対象期間」に準拠するものとする。

3.1.3 補助対象事業者

付与補助公募要領に別途定める「補助対象事業者」に準拠するものとする。

3.1.4 補助事業期間

① 補助事業開始日

付与補助公募要領に別途定める「補助事業開始日」に準拠するものとする。

② 補助対象となるマイナポイント付与期間

付与補助公募要領に別途定める「補助対象となる事業期間」に準拠するものとする。

3.1.5 補助率

付与補助公募要領に別途定める「補助率」に準拠するものとする。

3.1.6 補助金交付

付与補助公募要領に別途定める「補助金の支払」に準拠するものとする。

3.2 事務経費補助

事務経費補助公募要領に別途定める「事業スキーム」に準拠するものとする。

3.2.1 補助対象事業者

事務経費補助公募要領に別途定める「対象事業者」に準拠するものとする。

3.2.2 補助事業期間

① 補助事業開始日

事務経費補助公募要領に別途定める「補助事業開始日」に準拠するものとする。

② 補助対象となる事業期間

事務経費補助公募要領に別途定める「補助事業期間」に準拠するものとする。

3.2.3 補助率

事務経費補助公募要領に別途定める「補助対象経費・補助率」に準拠するものとする。

3.2.4 補助金交付

事務経費補助公募要領に別途定める「補助金の支払」に準拠するものとする。

4.公募の対象となるキャッシュレス決済事業者

4.1 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者の要件

本事業における登録対象のキャッシュレス決済事業者は、以下の各号の要件を全て満たす事業者とする。

- ① 1.2.1に定めるキャッシュレス決済事業者であること。
 - ② 主として日本に居住する者を対象としてキャッシュレス決済サービスを提供する事業者であること。
 - ③ 日本において決済サービスを提供する事業者として以下のいずれかを満たすこと。
 - (ア) 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条に基づき発行される貨幣又は日本銀行法第46条第1項の規定により日本銀行が発行する銀行券で前払又は入金可能なキャッシュレス決済サービスを提供する事業者であること。
 - (イ) 日本に所在する金融機関の口座を利用したキャッシュレス決済サービスを提供する者であること。
 - (ウ) 1.2.1(ア)から(イ)までに掲げる者の決済サービスを利用したキャッシュレス決済サービスを提供する事業者であること。
 - ④ 日本国内におけるキャッシュレス決済の健全な発展に資するために、十分なセキュリティを担保できる事業者として、以下の全ての要件を満たすものであること。
 - (ア) 本事業によって取得した個人情報の漏洩の防止のために必要な措置を講じていること。
 - (イ) 本事業によって取得した個人情報の許可のない利用を防止するための必要な体制、インフラが整備されていること。
- ※ (ア)(イ)について、補助金事務局が指定する第三者による認定がない場合には、補助金事務局が定める調査への回答及び当該回答に対する補助金事務局による追加調査等に同意し、当該調査における指摘事項が事業開始までに改善されたと認められない場合は、登録を取り消すことがあり得ることに同意すること。
- ⑤ 安定的な財務基盤を有していること。
 - ⑥ 補助金の円滑な執行を行う体制を有する事業者として、以下の全ての要件を満たすものであること。
 - (ア) 補助金事務局との間に生じる全ての必要な手続について日本語のみで対応可能であること。
 - (イ) キャッシュレス決済事業者として登録完了後、速やかに補助対象事業を開始できること。
 - ⑦ 総務省の契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
 - ⑧ キャッシュレス決済事業者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でない、又は反社会的勢力との関係を有するもの（出資等の資金提供を受けている場合も含む。）でないこと。
 - ⑨ 暴力団等の反社会的勢力を加盟店として登録していないこと。
 - ⑩ 法令遵守上の問題を抱えている事業者ではないこと。
 - ⑪ 決済事業者ポータルで登録又は添付した情報の一部について、本事業のホームページ等において、公表されることについて同意できること。
 - ⑫ 別途、補助金事務局が定める「宣誓事項」等に同意し、遵守できること。

⑬ 施策 1～3 の全てを実施できること。なお、施策 2、3 の申込受付の開始までは、施策 1 のみの申込を受け付けることとする。

※ 原則、特定の施策のみ選んで参加することはできない。ただし、国や補助事業者が認める場合はこの限りではない。

4.2 公募の対象となるコンソーシアム代表申請事業者の要件

本事業における登録対象のコンソーシアム代表申請事業者は、以下の各号の要件を全て満たす事業者とする。

- ① 安定的な財務基盤を有していること。
- ② 補助金事務局との間に生じる全ての必要な手続について日本語のみで対応可能であること。
- ③ 総務省の契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ④ コンソーシアム代表申請事業者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でない、又は反社会的勢力との関係を有するもの（出資等の資金提供を受けている場合も含む。）でないこと。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力を加盟店として登録していないこと。
- ⑥ 法令遵守上の問題を抱えている事業者ではないこと。
- ⑦ 1.2.1 に定めるキャッシュレス決済事業者でない場合、キャッシュレス決済事業者向けにキャッシュレス決済サービスのシステムを提供している事業者であること。

※ コンソーシアム代表申請事業者がキャッシュレス決済事業者の登録を受けることも可とするが、その場合、コンソーシアム代表申請事業者、キャッシュレス決済事業者それぞれで登録申請が必要となる。

4.3 公募の対象となるキャッシュレス決済サービスの要件

1.2.3 で定義するキャッシュレス決済サービスを、本公募による登録対象とする。

なお、キャッシュレス決済サービスが資金決済法第 3 条に定める前払式支払手段である場合は、キャッシュレス決済事業者が同法第 5 条第 1 項第 6 号により届出又は同法第 8 条第 1 項第 5 号による申請をしたものを対象とする。ただし、主に特定商取引に利用されるものとして補助金事務局が認めるキャッシュレス決済サービスは対象外とする。

4.4 キャッシュレス決済事業者が実施する業務

- ① 補助金事務局が定める「マイナポイント第二弾 システム連携仕様書(以下、「システム仕様書」という。)」にしたがって、国・補助金事務局が構築するシステムに連携し、5.1 に規定する方法に基づいて、対象者に対してマイナポイント付与を実施すること。
- ② 原則として2022年4月1日(金)～補助金事務局が別途指定する日の範囲(最終期日は原則2022年12月31日(土)とする。)で、対象者からの当該キャッシュレス決済サービスへのマイナポイント申込の受付を開始すること。
- ③ キャッシュレス決済事業者は、対象者の前払額又は決済額の合計と20,000円の差額及び各施策のマイナポイントの付与状況等について、対象者への通知、対象者が閲覧できる履歴の表示、対象者からの個別の問い合わせへの対応等のうちの少なくとも一つの方法により、対象者にマイナポイントの利用状況を説明できる体制を整えること。
- ④ 消費者に対して提供するキャッシュレス決済サービス、マイナポイントの付与方法、付与のタイミング等の補助金事務局が指定する情報を他のキャッシュレス決済事業者の情報とともに公表することに同意すること。
- ⑤ 消費者に対して提供するキャッシュレス決済サービスへの加入方法、利用可能店舗の情報、消費者の不利益につながる可能性がある事項について公表し、個別の問い合わせに対応できる体制を整えること。
- ⑥ 不当な取引を防止するための措置を適切に講じること。また、その講じようとする不当な取引を防止するための措置を補助金事務局に報告すること。
 - ※ 不当な取引を防止するための措置については、補助金事務局が別途キャッシュレス決済事業者に提示する内容に適合するかどうかを補助金事務局において確認する。
 - ※ 本事業の対象となるキャッシュレス決済サービスのセキュリティ対策について、補助金事務局が追加で調査への回答を求める場合があることに留意すること。
- ⑦ 本事業の実施に付随してマイキープラットフォームとのデータ連携に関わるシステムについては、各事業者において脆弱性診断を行うこと。
 - ※ 脆弱性診断の詳細な実施要件については、システム仕様書を確認すること。
- ⑧ 対象者に帰責する不当な取引に対して、提供するキャッシュレス決済サービスの使用を停止し、国、補助金事務局又はキャッシュレス決済事業者に損失が生じた際に、損失額に相当する金額を対象者に請求するための根拠となる会員規約その他の規定を備えること。
- ⑨ 国及び補助金事務局が行う本事業の周知に可能な限り協力し、消費者に対する制度の理解を促進すること。
- ⑩ 補助金事務局が求める需要平準化対策効果やキャッシュレス化の推進状況等の調査等に協力すること。
- ⑪ 本事業において取得した補助金交付申請に係る情報について、補助事業終了年度の翌年度から5年間保存すること。

- ⑫ 消費者に対してマイナポイント予約・申込支援等を行う場合には、補助金事務局が別途定める「第2弾マイナポイント マイナポイント手続サポーター申請要領」の内容に則して登録を行ったうえで、支援等を実施すること。
 - ⑬ 従業員による不正及び不適切な営業等を防止するための措置を適切に講じること。不正や不適切な営業等の発生が疑われる場合には、自らその内容を調査し、対応について補助金事務局に報告すること。また、補助金事務局が行う調査に協力すること。
- ※ 代理店が決済サービスの営業活動を実施する場合は、代理店による不正及び不適切な営業等を防止するための指導・監督も行うこと。

5.各事業の詳細

5.1 マイナポイント付与補助

5.1.1 マイナポイントの付与対象

付与補助公募要領に別途定める「マイナポイントの付与対象」に準拠するものとする。

5.1.1.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイントの付与対象

付与補助公募要領に別途定める「施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイントの付与対象」に準拠するものとする。

5.1.1.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイントの付与対象

付与補助公募要領に別途定める「施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイントの付与対象」に準拠するものとする。

5.1.1.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイントの付与対象

付与補助公募要領に別途定める「施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイントの付与対象」に準拠するものとする。

5.1.2 補助の対象となるマイナポイント付与の方法

付与補助公募要領に別途定める「補助の対象となるマイナポイント付与の方法」に準拠するものとする。

5.1.2.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント付与の方法

付与補助公募要領に別途定める「施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント付与の方法」に準拠するものとする。

5.1.2.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント付与の方法

付与補助公募要領に別途定める「施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント付与の方法」に準拠するものとする。

5.1.2.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント付与の方法

付与補助公募要領に別途定める「施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント付与の方法」に準拠するものとする。

5.1.3 マイナポイントの要件

付与補助公募要領に別途定める「本事業におけるマイナポイントの要件」に準拠するものとする。

5.1.4 マイナポイント付与に対する補助金の算定方法

5.1.4.1 補助金算定方法の概要

付与補助公募要領に別途定める「補助金算定方法の概要」に準拠するものとする。

5.1.4.2 失効率等の算定・算出方法

付与補助公募要領に別途定める「失効率等の算定・算出方法」に準拠するものとする。

5.1.5 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止

付与補助公募要領に別途定める「本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止」に準拠するものとする。

5.1.6 その他

付与補助公募要領に別途定める「その他」に準拠するものとする。

5.2 事務経費補助

事務経費補助公募要領に別途定める「事業概要」に準拠するものとする。

6. キャッシュレス決済事業者の登録

6.1 キャッシュレス決済事業者の公募

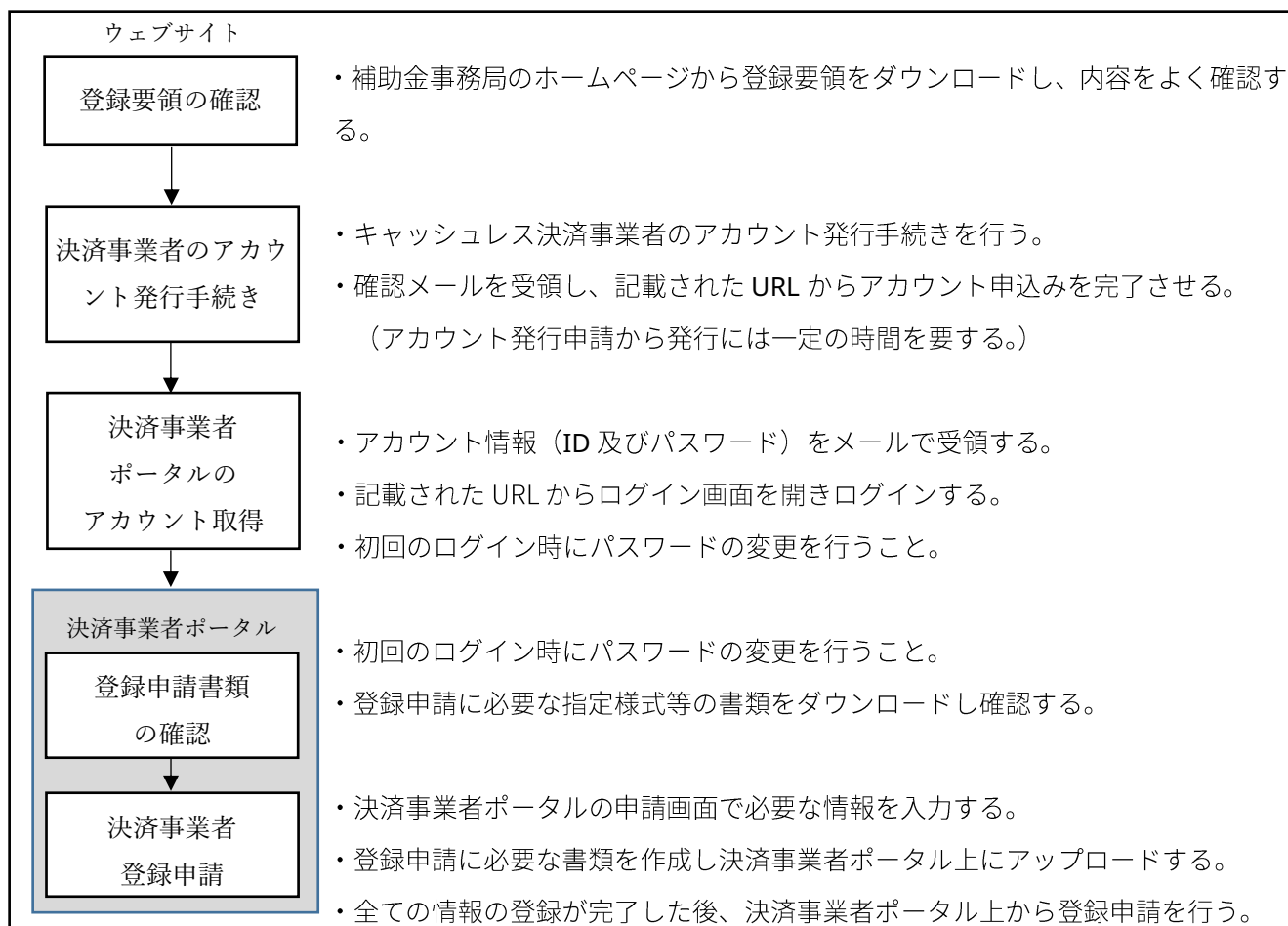
本事業においては、「4.1 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者の要件」で定める全ての要件を満たすキャッシュレス決済事業者を公募する。

6.2 登録手順

本事業のキャッシュレス決済事業者の登録手続きは、補助金事務局が提供する決済事業者ポータル上で行う。決済事業者ポータルアカウント発行は、2022年2月17日（木）より、補助金事務局のホームページ（<https://mynumberpoint.paymentsjapan.or.jp/>）で受付開始する。

決済事業者ポータルの操作方法は、決済事業者ポータルにログイン後、「決済事業者ポータル操作マニュアル（事業者登録・公開情報登録編）」をダウンロードして確認すること。

登録申請の手順



※ 法人登記単位での受付を行うこととし、同一法人による重複登録は認めない。登録にあたっては必ず社内で担当者を決めて手続きを行うこと。重複する登録申請は、補助金事務局で一方を破棄すること

がある。

- ※ 補助金事務局への登録申請書類の持ち込み、郵送、FAX、電子メールでの申請は受理しない。
- ※ アップロードした書類はキャッシュレス決済事業者側で保管しておくこと。
- ※ 申請内容に不備がある場合は、6.3に記載する受付期間中に申請されたものでも、登録決定を行えない場合があることに十分に留意すること。
- ※ 登録申請前に、決済事業者ポータルからシステム仕様書をダウンロードし、本事業の参画に必要なシステム開発・改修等に求められるシステム仕様について確認しておくこと。

6.3 登録申請書類の受付期間

- 【第1回】2022年2月17日（木）受付開始後～2022年3月2日（水）23:59
- 【第2回】2022年3月3日（木）00:00～2022年3月16日（水）23:59
- 【第3回】2022年3月17日（木）00:00～2022年3月30日（水）23:59
- 【第4回】2022年3月31日（木）00:00～2022年7月31日（日）23:59
- 【第5回】2022年10月21日（金）00:00～2022年10月31日（月）23:59

- ※ 各回の締め切りを過ぎた登録申請は、原則、当該回の申請として扱わない。
- ※ 決済サービスやポイントプログラムの新規登録に関する受付期間も、上記と同様とする。
- ※ ただし、別途補助金事務局が認める場合（キャッシュレス決済事業者が定める最終ポイント付与日までに補助事業の承継が発生する等）はこの限りではない。
- ※ 締め切り日時の直前は決済事業者ポータルへのアクセスが集中し、システムが重くなる可能性がある。その場合でも申請を受付けた時点における受理となるため、余裕を持った申請を行うこと。

6.4 提出書類

以下の提出物を決済事業者ポータルにPDFファイルでアップロードすること。

「●」は全事業者共通で、「○」は該当する事業者のみ提出が必要。「-」は提出不要。

また、「決」はキャッシュレス決済事業者、「コ」はコンソーシアム代表申請事業者において必要となる提出書類を指す。

No	書類名称	様式	形式	必要書類		備考
				決	コ	
1	役員名簿	指定	PDF	●	●	・書類提出時点の、全ての役員を記載（執行役員を除く）
2	商業登記簿謄本	定型	PDF	○	○	・事業者本社が国内の場合は必須 ・発行から6ヵ月以内の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ・写しも可
3	会社概要	自由	PDF 又は URL	●	●	・「業種」「資本金」「従業員数」の確認ができる会社パンフレット等 ・ホームページ等でも可
4	決算報告書（1期分）	自由	PDF 又は URL	●	●	・直近決算1期分で単独決算の貸借対照表等 ・ホームページ等でも可
5	4.1①キャッシュレス決済事業者の要件を満たすことを確認できる書類 (提供するサービスに該当するものすべて)					
	登録済通知書又は登録証明の写し	定型	PDF	○	-	・資金移動業者 ・銀行等(為替取引に必要な免許を受けた事業者を除く) ・包括信用購入あっせん業者
	管轄する財務(支)局長宛てに提出した前払式支払手段の発行届出書又は登録申請書の写し	定型	PDF	○	-	・自家発行者は発行届出書の写し ・第三者型発行者は登録申請書の写し
	主管局担当課より、通知された登録済通知書又は主幹局担当課が発行した登録証明の写し	定型	PDF	○	-	・クレジット番号等取扱契約締結事業者

個人情報保護のための情報セキュリティ基準に関する書類 (① a 及び b を提出する場合、②③の提出は不要。)						
6	① 第三者認証の認定書	a.個人情報の保護のために、個人情報の適正な取り扱いがされていることを示す第三者認証の認定書	自由	PDF	● -	<ul style="list-style-type: none"> ・申告した第三者認証を受けたことを示す証明書の写しを全て添付すること 例：JIS Q 15001、ISO/IEC 27001
		b.個人情報の許可のない利用を防止するための体制、インフラが整備されていることを示す第三者認証の認定書	自由	PDF		<ul style="list-style-type: none"> ・申告した第三者認証を受けたことを示す証明書の写しを全て添付すること 例：PCI DSS
	②マイナポイント事業にかかるセキュリティ報告書	指定	Excel	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての項目に回答すること ・③と合わせて提出すること 		
	③マイナポイント事業にかかるセキュリティ報告書に関する宣誓事項同意書	指定	PDF	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の代表者による押印は不要 		
	④コード決済を提供する事業者に向けたセルフアセスメント	指定	Excel		<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートを確認のうえ、チェックを入れること 	
7	キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の概要が確認できる書類	自由	PDF 又は URL	● -	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の双方の書類を提出 ・複数のキャッシュレス決済サービスを提供する場合には、登録するサービス毎に添付すること ・ホームページ等でも可 	
8	キャッシュレス決済サービス及び付与するポイントの利用できる店舗が確認できる書類	自由	PDF 又は URL	● -	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の双方の書類を提出 ・複数のキャッシュレス決済サービスを提供する場合には、登録するサービス毎に添付すること ・ホームページ等でも可 	
9	キャッシュレス決済サービス及び付与するポイントへの会員登録の方法	自由	PDF 又は URL	● -	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の双方の書類を提出 ・複数のキャッシュレス決済サービスを提供する場合には、登録するサービス毎に添付すること ・ホームページ等でも可 	

10	キャッシュレス決済サービス及び付与するポイントの利用規約・約款（ひな形でも可）	自由	PDF 又は URL	●	-	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済サービス及び付与するポイント等の双方の書類を提出 ・複数のキャッシュレス決済サービスを提供する場合には、登録するサービス毎に添付すること ・ホームページ等でも可
11	ポイント発行者との取決書	自由	PDF	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・他社のポイントを調達して付与する事業者のみ提出 ・案文でも可（付与開始までに締結、提出すること）
12	コンソーシアム実施体制図	指定	Excel	-	●	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアム代表申請事業者のみ提出

6.5 選考方法

補助金事務局は、以下(ア)～(ウ)の要件を満たしているか審査を行い、キャッシュレス決済事業者を決定する。

(ア)「4.1公募の対象となるキャッシュレス決済事業者の要件」に規定する要件を全て満たし、「4.3公募の対象となるキャッシュレス決済サービスの要件」に規定するキャッシュレス決済サービスを提供し、「4.4キャッシュレス決済事業者が実施する業務」を実施する蓋然性があること。

(イ)補助金事務局が指定するマイナポイント付与のためのシステム連携ができることを補助金事務局が確認できること。

(ウ)対象者からの問い合わせを受ける体制の構築が確認できること。

※ 審査過程において、補助金事務局から電話やメールで問い合わせる場合や、審査委員会でのプレゼンテーションを求める場合がある。

※ 審査状況の確認等の個別の問い合わせは受け付けない。

6.6 キャッシュレス決済事業者の登録

登録審査により選考されたキャッシュレス決済事業者について、補助金事務局は本事業における登録を行う。また、必要に応じて、補助金事務局とキャッシュレス決済事業者間での面談を行う場合がある。

本事業における登録が完了したキャッシュレス決済事業者に対して、補助金事務局は、決済事業者ポータル上で登録の完了を通知する。

補助金事務局は、登録通知の際にキャッシュレス決済事業者に対し、本事業の適正な遂行に必要な範囲において、必要な条件を付すことができる。

6.7 登録情報の変更

登録されたキャッシュレス決済事業者は、登録をした内容について変更や追加をすることができる。ただし、登録情報の変更が必要になった場合は、速やかに補助金事務局に連絡しなければならない。変更や追加の内容によっては、承認されない場合や、キャッシュレス決済事業者としての登録を取り消す場合がある。その際、当該キャッシュレス決済事業者は、補助金事務局の指示に従わなければならない。また、本事業の適正な遂行に必要なキャッシュレス決済事業者の登録内容に係る情報についての追加報告を求めた場合、遅滞なくこの求めに応じなければならない。

6.8 キャッシュレス決済事業者の登録取下げ

キャッシュレス決済事業者は、登録通知を受けた場合において、当該通知に係る登録内容又はこれに付された条件に不服がある場合には、当該登録を取下げることができる。取下げる場合は、速やかに補助金事務局に連絡しなければならない。

6.9 キャッシュレス決済事業者の登録取消し

補助金事務局は、キャッシュレス決済事業者において登録要領の要件に適さない虚偽、不正又は業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、キャッシュレス決済事業者として不適切であると判断をした場合、キャッシュレス決済事業者の登録及びその登録に係る全ての登録情報を取り消すことができる。また、キャッシュレス決済事業者の登録取消しに係る通知をする際に対応措置等の指示等を付すことができる。

キャッシュレス決済事業者は、要件に適さなくなることが見込まれる場合、計画に遅延が生じる場合は、速やかに補助金事務局に連絡しなければならない。

6.10 登録情報の公表

キャッシュレス決済事業者登録通知後、外部に公表するために必要な情報を補助金事務局が収集する際に協力しなければならない。

6.11 問い合わせ先（キャッシュレス決済事業者専用）

- ・ 電話：0570-082-880
- ・ Mail：toroku@mnp2mail.paymentsjapan.or.jp

※ 問い合わせ受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～18:00（土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

※ パソコンの基本的な操作方法等、本事業の内容や登録要件に直接関係のない事項についての問い合わせは対応しない。

7.システム要件

7.1 国及び補助金事務局のシステム全体像

本事業で国及び補助金事務局が準備するシステムの全体構成や、各種システムインターフェイス・ファイル定義・セキュリティ要件等はシステム仕様書を参照すること。

7.2 キャッシュレス決済事業者が対応すべきシステム機能

キャッシュレス決済事業者として登録された事業者は、マイナポイント付与補助を受けるために、下記のシステム機能について対応すること。

- ① 補助金事務局が指定する方法で、対象者のマイキーIDと決済サービスID等を連携する機能
- ② 補助金事務局が指定する方法で、対象者にマイナポイントを付与する機能
- ③ 補助金事務局が指定するセキュリティ要件への対応

8.更新履歴

ページ	更新後	更新前
2022.03.31 更新		
P.8	<p>【修正】 3.1.6 補助金交付</p> <p>補助金の交付は、補助金事務局が別途規定する時期での概算払請求に応じた交付とし、原則、補助事業終了後に精算払請求により総額の確定を行う。</p>	<p>補助金の交付は、1 ヶ月単位での概算払請求に応じた交付とし、原則、補助事業終了後に精算払請求により総額の確定を行う。</p>
P.15	<p>【追加】 5.1.2.1 施策 1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント付与の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 つ目の※に前払又は決済日が明確に切り分けられない場合の事例を追加 	
P.19	<p>【追加】 5.1.4.1 補助金算定方法の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ③ポイント失効率に以下の記載を追加 <p>算定方法の詳細は「マイナポイント失効率の算定手順書」及び「マイナポイント第 2 弾事業における失効率申告書」を確認すること。</p> <p>(以下※書きにて補足情報を追加)</p>	
P.19～21	<p>【追加・修正】 5.1.4.2 失効率の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5.1.3 に定める有効期間（3 ヶ月以上）を満たすために実績失効率の確定が 2023 年 4 月以降になる場合は、2023 年 3 月時点の実績失効率にて補助金額の確定を行う。 ・ 失効率の算定は、起算日又は 2022 年 3 月 31 日（木）以前の直近決算日のいずれかを基準日とすること。 ・ ①-1 及び①-2 の内容を修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失効率の算定は、2022 年 3 月 31 日（木）を起算日とし交付決定直近の決算日又は起算日のいずれかを基準日とすること。
P.23	<p>【修正】 6.2 登録手順</p> <p>決済事業者ポータル操作マニュアル（事業者登録・公開情報登録編）</p>	<p>決済事業者ポータル操作マニュアル（事業者登録編）</p>
2022.05.16 更新		
P.4	<p>【修正】 1.2.1 キャッシュレス決済事業者</p> <p>(ウ) 割賦販売法に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者又は同法第 35 条の 17 の 2 に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者</p>	<p>(ウ) 割賦販売法に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者又は同法第 35 条の 17 の 5 第 1 項第 5 号二に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者</p>
P.8	<p>【修正】 3.1.6 補助金交付</p> <p>補助金の交付は、補助金事務局が別途規定する方法及び時期での概算払請求に応じた交付とし、…</p>	<p>補助金の交付は、補助金事務局が別途規定する時期での概算払請求に応じた交付とし、…</p>

P.12	<p>【追加】4.4 キャッシュレス決済事業者が実施する業務 手続サポーター制度に関する内容を⑫に追加</p> <p>⑫ 消費者に対してマイナポイント予約・申込支援等を行う場合には、「第2弾マイナポイント マイナポイント手続サポーター申請要領」にて定める内容に則して登録を行ったうえで、支援等を実施すること。</p>	
P.14	<p>【追加】5.1.2 補助の対象となるマイナポイント付与の方法</p> <p>・方法③に以下※書きにて内容を追加</p> <p>※ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法又はポイント等相当額を金融口座に入金する方法も可とする。ただし、ポイント等相当額を対象者の口座に付与するのは、付与するポイント等相当額が対象者の引落金額を上回る場合の差額分に限る。</p>	
P.22	<p>【修正】5.1.5 本事業期間中におけるポイントルールの変更の禁止</p> <p>ポイント変更禁止期間：2023年3月21日（火）</p>	2023年2月28日（火）
2022.07.19 更新		
全体	<p>以下のとおり文言を修正</p> <p>健康保険証としての利用申込</p>	健康保険証の利用申込
P.6	<p>【修正】2.3.2 事業実施予定スケジュール</p> <p>施策2、3の開始に伴い、図を修正</p>	
P.7	<p>【修正】3.1.2 マイナポイント申込対象期間</p>	3.1.2 マイナポイント付与対象期間
	<p>【修正】3.1.2.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント申込対象期間</p>	3.1.2.1 施策1（決済サービスの利用）におけるマイナポイント付与対象期間
	<p>【修正・追加】3.1.2.2 施策2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント申込対象期間</p> <p>・2022年6月30日（木）～2023年2月28日（火）</p> <p>※ ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認めた場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。</p>	<p>3.1.2.2 施策2（健康保険証の利用申込）におけるマイナポイント付与対象期間</p> <p>・国が別途設定する日（以下、「事業開始日」という）～2023年2月28日（火）</p>
	<p>【修正・追加】3.1.2.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント申込対象期間</p>	【修正】3.1.2.3 施策3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント付与対象期間

	<p>・2022年6月30日(木)～2023年2月28日(火)</p> <p>※ ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認めた場合に限る、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。</p>	<p>・事業開始日～2023年2月28日(火)</p>
P.8	<p>【修正】3.1.4 補助事業期間</p> <p>① 補助事業開始日</p> <p>・2022年4月1日(金)～2022年9月30日(金)の範囲で、マイナポイントの申込受付を開始すること。</p> <p>② 補助対象となるマイナポイント付与期間</p> <p>・2022年4月1日(金)又は交付決定日のいずれか遅い日～2023年3月21日(火)</p>	<p>・2022年4月1日(金)～補助金事務局が別途指定する日の範囲で、マイナポイントの申込受付を開始すること。</p> <p>・2022年4月1日(金)又は交付決定日のいずれか遅い日～2023年2月28日(火)</p>
P.9	<p>【修正】3.2.2 補助事業期間</p> <p>交付決定日～2023年2月28日(火)以前でキャッシュレス決済事業者が補助金事務局に対して申請する日</p>	<p>交付決定日～補助事業完了日</p>
P.11	<p>【修正】4.1 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者の要件</p> <p>⑬ 施策1～3の全てを実施できること。なお、施策2、3の申込受付の開始までは、施策1のみの申込を受け付けることとする。</p> <p>※ 原則、特定の施策のみ選んで参加することはできない。ただし、国や補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p>	<p>⑬ 施策1～3の全てを実施できること。原則として、特定の施策のみ選んで参加することはできない。</p> <p>※ ただし、施策2、3の事業開始までは、施策1のみを実施することとする。</p>
	<p>【修正】4.4 キャッシュレス決済事業者が実施する業務</p> <p>② 原則として2022年4月1日(金)～2022年9月30日(金)の範囲で対象者からの当該キャッシュレス決済サービスへのマイナポイント申込の受付を開始すること。</p>	<p>② 原則として2022年4月1日(金)～補助金事務局が別途設定する日の範囲で対象者からの当該キャッシュレス決済サービスへのマイナポイント申込の受付を開始すること。</p>
P.13	<p>【修正・追加】5.1.1.2 施策2(健康保険証としての利用申込)におけるマイナポイントの付与対象</p> <p>2022年6月30日(木)～2023年2月28日(火)までに受付けたマイナポイントの申込を対象として、5.1.2.2に定める方法によりマイナポイントを付与する。</p> <p>ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認めた場合に限る、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。</p>	<p>5.1.1.2 施策2(健康保険証の利用申込)におけるマイナポイントの付与対象</p> <p>健康保険証の利用申込における申込受付開始日～2023年2月28日(火)までに受付けたマイナポイントの申込を対象として、5.1.2.2に定める方法によりマイナポイントを付与する。</p>
	<p>【修正・追加】5.1.1.3 施策3(公金受取口座の登録)にお</p>	

	<p>けるマイナポイントの付与対象</p> <p>2022年6月30日(木)～2023年2月28日(火)までに受付けたマイナポイントの申込を対象として、5.1.2.3に定める方法によりマイナポイントを付与する。</p> <p>ただし、事前にマイナンバーカードを使用した申込検証テストを実施する等、国や補助金事務局が認めた場合に限り、当該期間の申込分もマイナポイント申込対象として認める。</p>	<p>公金受取口座の登録の申込受付開始日～2023年2月28日(火)までに受付けたマイナポイントの申込を対象として、5.1.2.3に定める方法によりマイナポイントを付与する。</p>
P.14	<p>【修正】5.1.2 補助の対象となるマイナポイント付与の方法</p> <p>方法① キャッシュレス決済サービスが前払式支払手段である場合の前払額に応じてマイナポイントを付与する方法</p> <p>※ 前払分の払戻を資金決済法第20条に則って制限しなければならない。なお、同法第4条に該当する前払式支払手段は、…。</p>	<p>※ 前払分の払戻を資金決済法に則って制限しなければならない。なお、資金決済法第4条に該当する前払式支払手段は、…。</p>
P.15～16	<p>【修正】5.1.2.1 施策1(決済サービスの利用)におけるマイナポイント付与の方法</p> <p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策1対象者のマイナポイント申込日又は2022年4月1日(金)のいずれか遅い日から、2023年2月28日(火)まで(以下、「申込対象期間」という。)の前払又は決済により、2023年3月21日(火)までに付与されたポイントとする。</p> <p>(中略)</p> <p>※ マイナポイントの付与は、マイナポイント付与の対象となる前払又は決済の日以後で、単一又は複数の前払又は決済の合計値が、付与の対象となる最小単位に達した日が含まれる期間の当該決済事業者が定める集計期間の締め日(以下、「締め日」という。)から原則として2ヵ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う(同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。)。ただし、施策2、3の開始に伴うマイキープラットフォームのシステム切替までにシステム開発が間に合わない場合又は補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p> <p>※ 「前払額に応じて」、「決済額に応じて」とは、キャッシ</p>	<p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策1対象者のマイナポイント申込日又は2022年4月1日(金)のいずれか遅い日から、2023年2月28日(火)まで(以下、「付与対象期間」という。)の前払又は決済とする。</p> <p>(中略)</p> <p>※ マイナポイントの付与は、マイナポイント付与の対象となる前払又は決済の日以後で、単一又は複数の前払又は決済の合計値が、付与の対象となる最小単位に達した日が含まれる期間の締め日から原則として2ヵ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う(同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。)。ただし、補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p> <p>※ 「前払額に応じて」、「決済額に応じて」とは、キャッシ</p>

	<p>ユレス決済事業者において、付与の対象となる 20,000 円以下となる最小単位を任意に設定し、申込対象期間内の単一又は複数の前払又は決済の合計に対して 25%を下回らない額を付与する（同一キャッシュレスサービスで当該最小単位を複数設定することは不可とする。）。</p> <p>（例：1,000 円単位の前払にポイントを付与する場合で、申込対象期間内の決済額が 8,500 円の時）</p> <p>（中略）</p> <p>※ 施策 1 において、5,000 円相当を超えてマイナポイントを付与することはできない。</p>	<p>ユレス決済事業者において、付与の対象となる 20,000 円以下となる最小単位を任意に設定し、付与対象期間内の単一又は複数の前払又は決済の合計に対して 25%を下回らない額を付与する（同一キャッシュレスサービスで当該最小単位を複数設定することは不可とする。）。</p> <p>（例：1,000 円単位の前払にポイントを付与する場合で、付与対象期間内の決済額が 8,500 円の時）</p> <p>（中略）</p> <p>※ 施策 1 において、5,000 円相当を超えてマイナポイントを付与することはできない。</p>
P.16～17	<p>【修正】 5.1.2.2 施策 2（健康保険証としての利用申込）におけるマイナポイント付与の方法</p> <p>施策 2 では、方法③又は④によりマイナポイントの付与を行うものとする。</p> <p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策 2 対象者のマイナポイント申込日又は 2022 年 6 月 30 日（木）のいずれか遅い日から、2023 年 2 月 28 日（火）までの健康保険証としての利用申込により、2023 年 3 月 21 日（火）までに付与されたポイントとする。</p> <p>※ マイナポイントの付与は、原則として、施策 2 におけるマイナポイント申込日が含まれる期間の締め日から 2 ヶ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う（同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。）。ただし、施策 2、3 の開始に伴うマイキープラットフォームのシステム切替までにシステム開発が間に合わない場合又は補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p>	<p>5.1.2.2 施策 2（健康保険証の利用申込）におけるマイナポイント付与の方法</p> <p>方法③又は④によりマイナポイントの付与を行うものとする。</p> <p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策 2 対象者のマイナポイント申込日又は事業開始日のいずれか遅い日から、2023 年 2 月 28 日（火）までの健康保険証の利用申込とする。</p> <p>※ マイナポイントの付与は、原則として、マイナポイント付与の対象となる健康保険証の利用申込日が含まれる期間の締め日から 2 ヶ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う（同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。）。ただし、補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p>
P.17	<p>【修正】 5.1.2.3 施策 3（公金受取口座の登録）におけるマイナポイント付与の方法</p> <p>施策 3 では、方法③又は④によりマイナポイントの付与を行うものとする。</p> <p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策 3 対象者のマイナポイント申込日又は 2022 年 6 月 30 日（木）のいずれか遅い日から、2023 年 2 月 28 日（火）までの公金受取口座の登録により、2023 年 3 月 21 日（火）までに付与されたポイントとする。</p> <p>※ マイナポイントの付与は、原則として、施策 3 にお</p>	<p>方法③又は④によりマイナポイントの付与を行うものとする。</p> <p>※ マイナポイント付与の対象となるのは、施策 3 対象者のマイナポイント申込日又は事業開始日のいずれか遅い日から、2023 年 2 月 28 日（火）までの公金受取口座の登録とする。</p> <p>※ マイナポイントの付与は、原則として、マイナポイント</p>

	<p>るマイナポイント申込日及びマイナポイント付与の対象となる公金受取口座の登録完了日のうちいずれか遅い日が含まれる期間の締め日から2ヵ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う（同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。）。ただし、施策2、3の開始に伴うマイキープラットフォームのシステム切替までにシステム開発が間に合わない場合又は補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p>	<p>付与の対象となる公金受取口座の登録日が含まれる期間の締め日から2ヵ月以内の範囲で、キャッシュレス決済事業者が任意にポイントの付与単位や一定の期間を設定して行う（同一キャッシュレスサービスで当該ポイントの付与単位や当該期間を複数設定することは不可とする。）。ただし、補助金事務局が認める場合はこの限りではない。</p>
P.19～20	<p>【修正・追加】5.1.4.2 失効率の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(中略) また、本日用期間中に発行したポイントの利用状況について精緻に計測が可能である場合、事前に補助金事務局へ個別相談のうえ、(中略) (この算定方法を使用して算定されるポイントを以下、「専用ポイント」という。また、この算定方法によるポイント失効率を以下、「実績失効率」という。) ・①-1 付与するポイントの発行元が自社又はグループ会社の場合 <p>※ 会計上の失効率の算定過程における端数処理等については、各決済事業者における会計上の失効率算定ルールが優先される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(中略) また、本日用期間中に発行したポイントの利用状況について精緻に計測が可能である場合、(中略) (この算定方法によるポイント失効率を以下「実績失効率」という。)
P.24	<p>【追加・修正・削除】6.3 登録申請書類の受付期間</p> <p>以下の期間を追加</p> <p>【第4回】2022年3月31日(木)00:00～2022年7月31日(日)23:59</p> <p>【修正】</p> <p>※ 各回の締め切りを過ぎた登録申請は、当該回の申請として扱わない。</p> <p>【削除】</p>	<p>※ 申請内容に不備等がある場合は、補助金事務局より不備連絡を行う。</p> <p>各回の締め切りを過ぎた登録申請や、締め切りまでに不備が解消しない登録申請は、当該回の申請として扱わない。</p> <p>※ 第4回以降も一定の期間に区切って、登録受付・審査を行う。</p> <p>具体的な受付期限は、補助金事務局のホームページで別途公表予定。</p>

2022.09.30 更新		
P.6	<p>【修正】 2.3.2 事業実施予定スケジュール</p> <p>「マイナンバーカードの申請」期限の矢印終点： 12月末まで</p>	<p>「マイナンバーカードの申請」期限の矢印終点： 9月末まで</p>
P.8	<p>【修正】 3.1.4 補助事業期間</p> <p>① 補助事業開始日</p> <p>※ 2022年4月1日（金）～補助金事務局が別途指定する日の範囲（最終期日は原則2022年12月31日（土）とする。）で、マイナポイントの申込受付を開始すること。</p>	<p>① 補助事業開始日</p> <p>※ 2022年4月1日（金）～2022年9月30日（金）の範囲で、マイナポイントの申込受付を開始すること。</p>
P.11	<p>【修正】 4.4 キャッシュレス決済事業者が実施する業務</p> <p>② 原則として2022年4月1日（金）～補助金事務局が別途指定する日の範囲（最終期日は原則2022年12月31日（土）とする。）で、対象者からの当該キャッシュレス決済サービスへのマイナポイント申込の受付を開始すること。</p>	<p>② 原則として2022年4月1日（金）～2022年9月30日（金）の範囲で対象者からの当該キャッシュレス決済サービスへのマイナポイント申込の受付を開始すること。</p>
P.12	<p>【修正】 4.4 キャッシュレス決済事業者が実施する業務</p> <p>⑫ 消費者に対してマイナポイント予約・申込支援等を行う場合には、補助金事務局が別途定める「第2弾マイナポイント マイナポイント手続サポーター申請要領」にて定める内容に則して登録を行ったうえで、支援等を実施すること。</p>	<p>⑫ 消費者に対してマイナポイント予約・申込支援等を行う場合には、「第2弾マイナポイント マイナポイント手続サポーター申請要領」にて定める内容に則して登録を行ったうえで、支援等を実施すること。</p>
	<p>【追加】 4.4 キャッシュレス決済事業者が実施する業務</p> <p>⑬ 従業員による不正及び不適切な営業等を防止するための措置を適切に講じること。不正や不適切な営業等の発生が疑われる場合には、自らその内容を調査し、対応について補助金事務局に報告すること。また、補助金事務局が行う調査に協力すること。</p> <p>※代理店が決済サービスの営業活動を実施する場合は、代理店による不正及び不適切な営業等を防止するための指導・監督も行うこと。</p>	
2022.10.21 更新		
P.24	<p>【追加・修正】 6.3 登録申請書類の受付期間</p> <p>【第5回】2022年10月21日（月）00:00～2022年10月31日（月）23:59</p> <p>※ 各回の締め切りを過ぎた登録申請は、原則、当該回の申請として扱わない。</p> <p>※ 決済サービスやポイントプログラムの新規登録に関する受付期間も、上記と同様とする。</p>	<p>※ 各回の締め切りを過ぎた登録申請は、当該回の申請として扱わない。</p>

2023.06.15 更新		
全体	<p>【修正】 マイナポイント付与補助事業の説明について、第2弾マイナポイント マイナポイント付与補助公募要領（以下、「付与補助公募要領」という。）に別途定める記載に準拠するものとする。</p>	付与補助公募要領と同内容の記載
	<p>【修正】 事務経費補助の説明について、第2弾マイナポイント 事務経費補助公募要領（以下、「事務経費補助公募要領」という。）に別途定める記載に準拠するものとする。</p>	事務経費補助公募要領と同内容の記載
P.7	<p>【修正】 2.3.2 事業実施予定スケジュール</p> <p>2.3.2.1 マイナンバーカードの申請期間</p> <p>2.3.2.2 マイナポイントの申請期間</p> <p>2.3.2.3 マイナポイントの付与期間</p> <p>2.3.2.4 事務経費補助事業期間</p> <p>として章立てを追加</p>	スケジュール表を削除
P.9	<p>【削除】 3.1.4 補助事業期間</p> <p>② 補助対象となるマイナポイント付与期間</p>	<p>② 補助対象となるマイナポイント付与期間</p> <p>※ ただし、2023年3月末までに精算払が完了できるよう、マイナポイント申込受付の最終日はキャッシュレス決済事業者ごとに別途設定すること。</p>
2023.08.04 更新		
P.17	<p>【追加】 6.3 登録申請書類の受付期間</p> <p>※ ただし、別途補助金事務局が認める場合（キャッシュレス決済事業者が定める最終ポイント付与日までに補助事業の承継が発生する等）はこの限りではない。</p>	
2023.09.01 更新		
P.15	<p>【修正】 5.1.4.2 失効率等の算定・算出方法</p> <p>付与補助公募要領に別途定める「失効率等の算定・算出方法」に準拠するものとする。</p>	<p>5.1.4.2 失効率の算定方法</p> <p>付与補助公募要領に別途定める「失効率の算定方法」に準拠するものとする。</p>

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人キャッシュレス推進協議会が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められる。当然ながら、補助金事務局としても厳正に補助金を執行するとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処する。

補助金事務局に対し、補助金の申請を行う者、採択されて補助金を受給する者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」（以下「補助金適正化法」という。）をよく理解し、また下記の点についても十分に認識した上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行わなければならない。

- ① 補助金の申請者は、如何なる理由があっても、補助金事務局に提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行ってはならない。
- ② 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について補助金事務局の承認を受けなければならない。なお、補助金事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがある。
- ③ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
- ④ 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還させることになる。併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

第2弾マイナポイント補助金事務局

(キャッシュレス決済事業者専用)

TEL : 0570-082-880

受付時間 : 平日 10:00~12:00、13:00~18:00

(土日祝日及び年末年始 (12/29~1/3) を除く)